

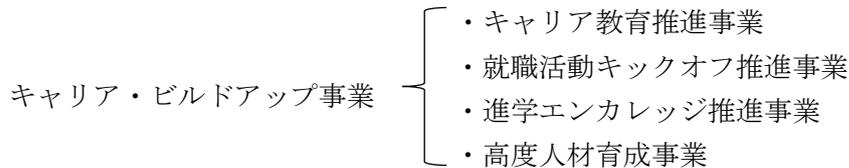
令和8年度キャリア・ビルドアップ事業
「キャリア教育推進事業」業務委託 企画提案仕様書

1. 委託業務名 キャリア・ビルドアップ事業「キャリア教育推進事業」業務委託

2. 委託期間 委託契約の日～令和9年3月19日

3. 本業務の位置付け

本委託業務は、新規高卒者の進路決定率の向上を目的とする「キャリア・ビルドアップ事業」の細事業である「キャリア教育推進事業」に係る業務内容である。



4. 目的

沖縄県キャリア教育基本方針に基づき、県立高等学校におけるキャリア教育の充実を図り、生徒一人ひとりが主体的かつ早期に進路を選択・決定し、自己実現ができること、また、卒業時の進路決定率の向上に資することを目的とする。

5. 予算額

委託料 47,864千円以内（消費税込み）

6. 事業概要

- (1) 学校におけるキャリア教育推進に向けた取組支援（県立高等学校 59校、定時・通信制課程含む）
 - ① 教師向け支援として、キャリア教育に関する校内研修や、キャリア教育全体計画・年間指導計画の作成・評価・検証、「キャリア・パスポート」活用のサポート等の実施
 - ② 生徒向け支援として、キャリア形成のための学級毎の課題解決型のグループ（ペア）ワークの実施、進路未定者や単位保留懸念者等への面談の実施
- (2) 高校生を対象にした講演会の企画運営
- (3) キャリア・ビルドアップ事業の総括研究（他細事業を含めた総括）

7. 委託業務内容及び要件

(1) 学校におけるキャリア教育に関する取組支援

- ① 対象校 : 県立高等学校 59校（定時・通信制課程含む）
- ② 期間 : 契約の日から令和9年2月28日まで
- ③ 業務内容 :

ア 教師向けに、キャリア教育コーディネータ等を派遣し、以下の支援を実施すること。

a キャリア教育に関する校内研修の実施。各校90分の研修を年間2回まで。

イ 生徒向けに、キャリアコンサルタントを派遣し、以下の支援を実施すること。

a 主に1、2年生を対象にキャリア形成プログラム授業として、学級毎の課題解決型の授業

の実施。各校で1、2年生、各学級1回50分の年間1～3回程度。実施にあたっては事前にヒアリングを行い、各学校の実態を把握すること。

※令和8年度「専門高校 はじめの一步」(各校1回まで)のプログラム授業の支援を含む。

- b 進路未定者や単位保留懸念者等へのキャリア面談の実施。各校の要望に応じて、1回4時間以内の年間8回程度(合計32時間)。面談用シートを活用し、担任等への対象生徒の事前ヒアリングと面談後のフィードバックを行うこと。

※キャリアコンサルタントとは、キャリアコンサルタント有資格者または準ずる者で、高校生に対してキャリア発達に関するコンサルティング、カウンセリングの経験を有する者であること。

- ウ 上記ア、イの実施にあたっては、各校に対するヒアリングを実施し、支援内容について各校担当者と事前に調整すること。(4月以降県立学校教育課担当主事と調整)

エ 上記ア、イの実施に係る資料の作成をおこなうこと。

(2) 高校生を対象にした講演会の企画運営(年1回)

- ① 企画運営全般(講師の選定、日程調整、開催場所の選定・確保、案内文発送、当日の運営等)

※参集とオンラインの併用で開催

ア 対象生徒：県立高校生

イ 講演会の日程：7月中旬 2時間程度

ウ 開催場所：4月以降に県立学校教育課担当主事と調整

エ 講演内容及び講師選定については、教育庁県立学校教育課と調整すること。

- ② 案内チラシの作成(A4カラー片面、1,250枚)及び各学校への配布

(3) キャリア・ビルドアップ事業の総括研究(他細事業を含めた総括)

- ① キャリア・ビルドアップ事業の検証委員会(他3細事業を含めた総括)の企画運営

ア 企画運営全般(日程調整、案内文発送、開催場所の選定・確保、検証委員会当日の運営等)

※オンラインによる開催にも対応すること

a 検証委員会の構成委員については、県立学校教育課と調整する。

b 委員会の開催回数については3回程度とし、第1回目を5月下旬に参集型で実施し、第2回目以降については、県立学校教育課と調整すること。

イ 検証委員会に関する資料、議事録等の作成

- ② キャリア・ビルドアップ事業の周知

ア ポスターの作成(A2カラー、1,250枚)。作成にあたっては、教育庁県立学校教育課と調整すること。

イ その他 キャリア・ビルドアップ事業周知に関する会議の開催(年2回程度)

(4) 周知広報

SNS等を活用する場合は、本課の「ガイドライン」に基づいて実施するものとする。運用にあたっては、県立学校教育課と事前に協議を行うこと。また、ガイドラインに基づき、フォロー先や投稿内容等の点検を行い、不適切なコンテンツを発見した場合は速やかに県立学校教育課へ報告し対処すること。

(5) 効果検証調査業務

各研修についての事前・事後アンケート等を実施し、研修前と研修後の生徒の変容等、研修効果検証をまとめ、各県立高等学校および県立学校教育課へ情報の提供を行うこと。(アンケート等の内容・方法・実施時期については県立学校教育課と確認を行った上で実施すること)

8. 積算方法及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出することとし、(47,864千円[消費税込み])の範囲内で見積もること。 ※消費税及び地方消費税は10%とする。

(2) 積算の費目については、概ね以下の内容で提出すること。

① 直接人件費

ア 事務局経費

② 事業費

ア 学校におけるキャリア教育に関する取組支援に要する経費

・コーディネータの派遣に伴う旅費

・キャリアコンサルタント等の派遣に伴う報償費、旅費

イ 講演会に要する経費

ウ キャリア・ビルドアップ事業検証委員会に要する経費

③ 一般管理費（事業の管理に要する諸経費）

④ 消費税

※各経費については、月数、回数、個数等、見積条件が分かるように明記すること。

9. 著作権等

成果物および報告会等で提供する資料に関する著作権および所有権は沖縄県教育委員会に帰属する。

ただし、外部講師による資料や研修講座等において利用した資料等、第三者の著作権等その他の権利に属するものの使用については、各関係者と事前に調整・確認を行うなど、適切な処理を行うこと。

10. 個人情報等の取扱いについて

研修の実施および報告会用資料の作成に際して、生徒および教職員に関する個人情報等については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱うこと。

11. 再委託について

(一括再委託の禁止等)

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務 履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

(再委託の相手方の制限)

本契約の企画審査参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(再委託の範囲及び再委託の承認)

本契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

(当事業の目的及び内容に応じた再委託)

生徒のキャリア意識を高める目的として実施する生徒研修ならびに職員のキャリア教育指導力の向上を目的として実施する職員研修に係るもので、必要性の認められるもの。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○再委託により履行する部分

「うち、その他、簡易な業務」以外の業務

(うち、その他、簡易な業務)

資料の収集・整理 複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

12. 委託事業の経費等

- (1) 当該委託事業に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の使途を明らかにすること。
- (3) 委託業務の支出内容を証する経理書類(実績報告書含む)は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担において、いつでも供覧に供することができるように保存しておくこと。
- (4) 委託費の支払いについては、委託業務完了後に提出する実績報告に基づき支払うべき委託費の額を確定し、精算払いを行うものであること。
- (5) 委託業務を実施する場合、原則、財産(備品等)の取得は認めないものとする。

13. 業務実績報告について

7月末までに実施した業務について中間報告として令和8年9月末までに帳票等を整えて提出し、最終の業務実績報告は、令和9年3月20日までに実績報告書、帳票等を提出すること。(提出先:教育庁県立学校教育課)

14. 関係法令の遵守について

本事業の実施にあたっては、関係法令、要綱、要領等の記載事項を遵守すること。

15. その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、または本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、教育庁県立学校教育課と協議して決する。